

## ○はじめに

新公益法人制度は、施行されて約3年近くが経過しました。この間、大変遅いスピードではありますが、3千強の特例民法法人がすでに公益法人又は一般法人に移行しています。残された移行期間は2年強ですが、今後急速に新制度への移行が進むものと思われます。また、新たに設立された一般社団・財団法人も旧中間法人を含め1万以上となっています。

このように、新たな法令に基づく法人が今後直面する問題は、新制度に基づく法人運営です。

新制度による法人運営のキーワードは、「法人自治」と「自己責任経営」です。従来の公益法人制度は、いわゆる主務官庁制度の下、設立後も公益法人の業務運営は主務官庁の監督下に行われるという制度でした。典型的なこととして、定款の変更には主務大臣等の認可が必要であったことです。言うまでもなく、定款には目的・事業、組織（機関設計と運営）、財務など法人運営の根幹となる事項が定められています。主務大臣の認可なくしてこれを一言一句変更することはできません。長期借入をする場合や基本財産を、たとえ少額でも使用する場合も、主務大臣の承認が必要でした。また、解散や残余財産の処分についても主務大臣の許可が必要でした。

このように旧制度下では、いわば経営の自由度は著しく制限されており、主務官庁に経営権が握られていたとって過言ではないでしょう。

しかし、新制度では、変更認定申請や事前・事後に届出を要する事項は、明確に法令で規定され、しかも、変更認定申請を要する事項は、最少必要限度（活動地域・事務所所在地、公益目的事業及び収益事業等の変更の三つ）に限定され、定款変更は届出だけでよいこととなりました。また、解散・合併・事業の全部又は一部譲渡など法人にとって最重要な事項ですら、それ自体は届出でよいこととなりました。立入検査も、経営の動向を一々監督するのではなく、公益法人の場合には、事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、一般法人の場合には、公益目的支出計画実施中の法人に対してのみ、その履行に問題があると思われる場合に限り、立入検査するということになっています。

つまり、一般法人はもちろん、公益法人についても、その自治をでき得る限り尊重し、自己責任で経営するという、民間組織ではごく当たり前の考え方に基づいて新制度が作られたと考えてよいでしょう。

このような制度の下では、法人自らが、しっかりしたガバナンス、法令、定款、諸規程等の順守（コンプライアンス）、そして透明性の高い経営（情報開示）を心掛けるということが基本的な心構えとして要請されます。

本書は、このように自己責任経営を前提として、公益法人あるいは一般法人として市民から大きな信頼を受けることができるよう、法人運営に関わる基本的なルール（規律）と、定期提出書類の作成方法等について正しく理解していただくために企画したものです。

末永く法人運営の「座右の書」としてご活用していただくことをお願いします。

平成 23 年 11 月

公益財団法人 公益法人協会  
理事長 太田 達男

## ○編集にあたって

本書は、特例民法法人が認定又は認可により公益法人又は一般法人へ移行した場合、一般法人を新たに設立し一般法人として存続する場合並びにその一般法人が公益法人へ移行した場合における、その後の法人運営の法務と実務について、生起する主要な事項を解説したものです。

公益法人制度改革三法施行後約3年が経過し、新法に従って運営を行う法人が相当数に上っていますが、基礎となっている法律が複雑かつ難解であることもあり、それに則った運営実務を、いかに適正に行うかが共通の悩みとして広く聞かれるところであります。

その証左として、公益財団法人公益法人協会が運営しているホームページのフォーラム形式掲示板「Q&A（公益法人協会フォーラム）」において、また「公益法人協会相談室」における実際の面談等を通じて、上のような疑問や質問が多数寄せられています。

本書は、こうした皆さんからの質問や疑問についての対応をベースに、平成21年4月1日に第1号として公益認定登記を行った公益法人協会の事例等を加味して、上記疑問・質問等さまざまな悩みに答えようとするものであります。

したがって、本書は、あくまで実務上の問題点とその対応を取り上げるものであり、理論的な問題には深入りを避けるとともに、体系的に見れば存在し得る事項であっても、現時点で問題となっていないものについては、対象としておりません（第5部で「合併」を取り上げていますが、事業譲渡や解散、さらには清算については、現在の発生可能性が低いことから扱っておらず、これらは後続の事項として追加していく所存です）。

体系的な叙述や理論的な深掘りについては、学問的な研究の進展や各種問題の発生と、それに対する実務的な対応とその慣行化を見守りつつ、後日を期すこととします。

ただ、本書だけでも当面の実務上の問題に対する具体的な解決として、十分お役に立つのではないかと自負しております。

本書の特徴は、次のとおりです。

- ① 法理と実際の運営上の取扱いについて解説するとともに、多数の書式を示す他、巻末に「事務処理カレンダー」を添付する等実務上の便宜を図っていること。
- ② 行政庁への定期提出書類等の説明においては、実例をもって具体的な数字を示しており、言葉の説明のみでは分かりにくい点を解消していること。
- ③ いわゆる公益法人制度改革三法にとどまらず、登記実務や税制上の取扱いにも解説は及んでおり、いわば、本書一冊で非営利法人の実務上のすべてに対応できること。

もっとも、法人運営における実務上の問題は、日々新たに多数発生しており、その都度対応を迫られていること、また、回答が出されている事柄についても、新法施行後3年では実務として定着していないものも多く、本書での問題解決に完全ということはないとは自覚しております。

皆さんのご意見や質問により、あるいはご叱正を請い、本書をより一層充実、成長させ、将来的には文字どおり「座右の書」としたいと考えております。

執筆については、「公益法人協会相談室」のスタッフを中心とした実務家で行っていますが、とくに理事長・太田達男からは、本書の企画構想はもとより執筆とその修正、さらには校閲まで指導を受けました。ただし、最終的な文責については、それぞれの執筆者が負っていることは言うまでもありません。

また、本書の文章については、執筆者各人の個性を反映したものとなり、必ずしも一貫した文体となってはいませんが、皆さんのご寛容を請いたいと思います。

執筆者一同